

平成19年（ワ）第28644号

原告 小川光郎

被告 国

準備書面（1）

2008年3月10日

東京地方裁判所民事第42部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士	遠藤	憲一
同	梶山	公勇
同	金谷	達成
同	幣原	廣
同	福山	洋子

第1 答弁書第2「請求の原因に対する認否」について

1 同3（2）（3）について

原告は勾留質問の前後に接見することを求めている。勾留質問前に限定してはいない。原告は憲法34条の文言から勾留質問前に接見させるべきだと考えているが、従前の横浜地方裁判所川崎支部・川崎簡易裁判所での被疑者との接見や同裁判所の実情を考え勾留質問前に限定するのではなく、幅を持たせた申し出をしている。

また（2）（3）いずれの場合も青木書記官は原告に対しまた連絡すると言って電話を切っている。

2 同（4）について

原告は青木書記官の言葉を「3人目の勾留質問をやっている」ように聞いたのである。

またここでも勾留質問後でもいいと原告はわざわざ断っている。

3 同（5）について

原告は青木書記官からそのように聞いたのである。

4 同4（1）について

原告が前例を述べたことは被告も認めている（答弁書8頁5行目）。

5 同4（2）について

答弁書3頁下から2行目～4頁1行目「滞在した。」という点は原告が青木書記官から聞いた内容をそのまま記載したものである。Aに接見させる時間は十分に存在した。裁判官に「接見することを許す意思がなかった」ことと原告が「接見する時間がなかった」というのは別問題である。

6 同4（3）について

横浜地方裁判所川崎支部・川崎簡易裁判所が勾留質問室や調停室を使って接見させてきた事実が存在する。被告は十分調査もしないで（2004年4月よりも前については調査さえしていないことを自認しながら）否認している。

第2 答弁書第3「被告の主張」に対する反論

1 同1「国家賠償法1条1項の違法の意義」について

(1)被告は、裁判官がした争訟の裁判につき、国賠法1条1項の「違法」が肯定されるには、その裁判に上訴等の訴訟上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法または不当な目的をもって裁判したなど、裁判官がその付与された権限に明らかに背いてこれを行行使したものと認めうるような「特別の事情」があることを必要とするとし、これは、争訟の裁判に限って適用されるわけではなく、裁判官の独立が要請される職務行為に広く及ぶものというべきであるとして、最大判1989年3月8日を援用する。

そして、「特別の事情」とは、裁判の是正をもっぱら上訴または再審等によるべきものとするのが不相当と解されるほどに著しい客観的行為規範への違反がある場合であって、単なる事実認定上の経験則違背や法令の解釈適用の誤りの違法は含まれないとし、本件における山本裁判官の行為には、このような「特別の事情」が認められないと主張する。

(2) しかしながら、被告の上記主張は、以下のとおり失当である。

ア 1989年3月8日最高裁判所大法廷判決は、法廷警察権行使の国家賠償法上の違法性が問題になった事案について、「裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法一条一項の規定にいう違法な公権力の行使ということとはできないものと解するのが相当である。」と判示したものである。法廷警察権の趣旨、目的に照らせば、「法廷の主宰者に、行使上広範な裁量権を与えるとともに、事後的にはその行使が常に違法の評価を受けうるとの危険性から解放する必要がある」(最高裁判所判例解説民事編1989年度86頁)として、このような法廷でのメモを一般的に禁止し、状況に応じて個別的に評価する等の場合の裁判官の行為について、国家賠償法1条1項の「違法」に当たる場合を限定することはそれなりに理由があるといえなくもない。

ところが、本件は裁判官が憲法34条に由来する接見交通権の重要性を鑑みず、弁護人の接見申出に対し、正当な理由なく接見を拒否したという事案であり、適正な法廷警察権の行使のように裁判官の裁量が最大限に尊重されなければならない場合とは全く局面を異にする。

よって、本件に、1989年3月8日最高裁判所大法廷判決の法理は妥当しない。

イ 1982年3月12日最高裁判所第2小法廷判決、1989年3月8日最高裁判所大法廷判決が、裁判官の行為が国家賠償法1条1項の「違法」に当たる場合を限定したのは、裁判官の独立(憲法76条3項)に対する考慮が働いているからである。すなわち、

① 裁判官がした争訟の裁判が上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正される場合、誤った判断をした裁判官の行為が、当然に国家賠償法1条1項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題を生じさせるのでは、裁判官の独立を脅かすおそれがある

② 法廷警察権の行使のように裁判官の判断が最大限尊重される裁判官の行為に

対し、違法一元説に立ち、国家賠償法1条1項にいう違法な行為を認定し国の損害賠償責任の問題を生じさせれば、裁判官の独立を脅かすおそれがある
と言っているからである。

ウ 本件は、基本的人権擁護のもとに刑事裁判を担当する裁判官にあるまじき接見交通権の重要性を無視した傲慢な対応であり、このような裁判官の行為に対し、当然に国家賠償法1条1項にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任の問題を生じさせても(違法無制限説)、裁判官の独立をなんら脅かすことにはならない。

したがって、本件においては、1982年3月12日最高裁判所第2小法廷判決、1989年3月8日最高裁判所大法廷判決法理を適用するのは誤りである。

エ 最高裁判例は、検察官による接見交通権侵害の違法行為について違法性限定説の立場をとっていない(平成3年5月10日最高裁判所第3小法廷判決 浅井事件判決)。法律の専門家に対する違法行為判断を裁判官・検察官と区別する特別の事情はないから、裁判官についても違法性無制限説の立場で国家賠償法1条1項の「違法」判断をすべきである。

オ しかし仮に、違法限定説を採用するとしても、山本裁判官の行為には優に「特別の事情」が認められる。

(3) 山本裁判官の行為の違法性(判例にいう「特別の事情」の存在)

ア 弁護人らの接見は憲法上の権利であること

最大判1999年3月24日は、「憲法34条前段は、『何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、拘留又は拘禁されない。』と定め、この弁護人に依頼する権利は、身体の拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど自己の自由と権利を守るため弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とするものである。したがって、右規定は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないということとどまるもので

はなく、被疑者に対し、弁護人を選任するなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているものと解すべきである。刑訴法39条1項が、『身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と立会人なくして接見し、または書類若しくは物の授受をすることができる』として、被疑者と弁護人との接見交通権を規定しているのは、憲法34条の趣旨に則り、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言をうけるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保する目的でもうけられたものであり、その意味で、刑訴法の右規定は、憲法の保障に由来するものである」と判示する。このように憲法34条前段は「被疑者の弁護人に依頼する権利」「接見交通権」を保障している。

イ 本件における裁判官の行為の違法性

憲法34条前段、それを実質化した刑訴法39条1項によって、裁判官は、弁護人ないし弁護人になろうとする者に対し、裁判所構内においても、被疑者と接見させることを拒否することは許されない法的義務を負っている。

弁護人ないし弁護人となろうとする者と被疑者との接見は、何人も直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない(憲法34条前段)という憲法が保障した被疑者の弁護人依頼権を実質化するものであり、憲法の保障に基づく重大な権利である。しかも本件接見は弁護人となろうとする者と被疑者の逮捕後初回の接見であり、弁護人を選任するとともに、弁護人から今後捜査機関等からの取調等を受けるに当たっての助言を得る為の最初の機会であって、これが速やかに行われることが被疑者の防御及び弁護人の弁護権の行使のために特に重要である。

しかるに本件山本裁判官は憲法及び法令の解釈適用を誤り、裁判所構内で接見を禁止することは許されないことを知らず、若しくは無視して、原告と被疑者との接見を、その重大性に思い至らず、極めて安易に、一切拒否してしまった。後に述べるように、被告の主張を前提にしても、山本裁判官は原告の接見申し入れ

に対し、最初から最後まで接見させる意思がなかった＝弁護人になろうとする者の再三の接見申出に対し、裁判官が裁判所構内で接見させる意思が一切なかった、極めて特異な事例である。弁護人らに対し裁判所構内での接見を禁止してはならない憲法34条を実質化する刑訴法・刑訴規則の原則に山本裁判官は全く無知ないし無理解だったというほかない。苟くも裁判官でありながら憲法・法令の解釈適用の基礎的・初歩的かつ重大な誤りを侵した。そして結局裁判所構内での被疑者との、それも初回接見の機会を失わせたもので、その結果も重大である。本件接見拒否は、憲法が保障する弁護人依頼権に基づき、被疑者の防御の準備のため、また弁護人の弁護権の行使のためにきわめて重要な接見交通の権利、しかも初回接見を、裁判官が、裁判官としてその付与された権限に明らかに背いて侵害したのであって、到底裁判官による誠実な判断とは認めることができない不合理なものである。本件行為は裁判官としてその付与された権限に明らかに背いて行使したと認めうるような「特別の事情」のある場合に該当する。どのような見地に立っても、国家賠償法1条1項にいう違法な行為というほかはない。

2 同2「山本裁判官の行為は違法ではないこと」について

(1) 同(1)「違法性の判断において考慮すべき要素について」について

刑訴規則30条は裁判所構内での接見につき、「禁止することができる」とは規定していない。被告が引用する注釈刑事訴訟法(新版)第1巻265頁も「接見を禁止できるとの規定はないから、接見を全面的に禁止することはできないと解されている」とされている。被告の主張は畢竟、憲法が保障する被疑者の弁護人依頼権に基づく重要な権利である接見交通権よりも、「勾留質問の円滑な実施」をより重視し、結局、憲法が保障し要請する権利に対し、その制限の必要を優先するもので失当である。被告は「接見交通権が重要な権利ではあるが」とも述べるが単なるリップサービスに過ぎない。

(2) 同(2)「本件の事実経過」について

原告の主張に反する点は否認する。経過は訴状記載の通りである。原告は当日

のメモや記憶に基づき本件接見拒否の翌日6月28日日本訴状とほぼ同内容の報告書を作成し、日弁連接見交通権確立実行委員会に提出し、6月29日の同委員会全体会で報告されている。

青木書記官の発言内容についていえば、原告の主張は原告が青木書記官から聞いた内容そのままである。実際青木書記官が「3人目の勾留質問をやっているようなことをいっていた」のであり、その他の発言内容も同様である。

原告は接見交通権とりわけ初回接見の重要性にかんがみ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留・拘禁されない、と規定する憲法34条の趣旨にのっとり、裁判官の勾留質問の前の接見を強く要望していた。しかしこれまで何回もなしてきた裁判所での接見にかんがみ、裁判所の立場も配慮して勾留質問の後でもいいとまで言っていたのである。青木書記官は原告が勾留質問の後でもよいと述べた事実さえ忘れてしまったのだろうか。

(3) 同(3)「山本裁判官が勾留質問前の接見を拒否したことは、やむを得ない措置であり違法ではないこと」について

ア 同ア「接見を行わせる時間がなかったこと」について

(一) 被告は「身柄が裁判所に到着してから勾留質問まで時間的余裕は全くなかった」と主張するのであるが、原告が裁判所で青木書記官に面談した午後2時40分にはまだ被疑者は裁判所に来ていなかった、というのである。検察庁に押送を依頼したのは午後3時5分ころだったという。であれば勾留質問前にさえ、接見させる時間は十二分に存在したということに他ならない。被告は本件当日警察官は4名だったと主張するが、接見に人員を割けない戒護体制で、どうして勾留質問ができるというのだろうか。

(二) 被告の主張する事実関係は以下の通りである。このとおりであるとするならば、山本裁判官は、勾留質問の手續の必要ばかりに目が行き、まさに接見交通権の憲法的重要性を全く無視していたということにほかならない。

川崎簡易裁判所は午前11時に原告から接見の申し出を受け、午後1時30分ころ、原告から身柄の到着の有無を聞かれ、午後2時40分には原告が同裁判所

書記官室に到着し、接見を求め、廊下で待たせた。

他方、川崎簡易裁判所は午後1時5分、検察庁からAの勾留請求を受理し、勾留請求書等の記録を受理し、午後3時5分ころ勾留質問の準備が整ったため、検察庁に対し、勾留請求されている被疑者の押送の依頼を行い、午後3時20分ころAを含む勾留請求の被疑者7名が同裁判所に到着し、到着した被疑者らは、速やかに勾留質問準備室に入り、Aから順次、勾留質問室に入室して勾留質問が開始した。勾留質問終了後には移動車両に戻り、検察庁に戻され、Aの勾留状は検察庁で午後3時55分執行され、午後4時すぎころ、全員の勾留質問が終了し、午後5時10分Aは多摩警察署に勾留された。

このように被告の主張する事実関係によっても、原告は午前11時には既に接見申し入れを行い、午後1時30分ころにも再度接見申入を行い、午後2時40分には裁判所書記官室に到着し、書記官室前の廊下で待機していたのだから、山本裁判官に刑訴法39条、同規則30条を遵守する意思があれば、接見させることは時間的にも困難ではなかった。

被告は午後3時5分ころ勾留質問の準備が整った、としているが(答弁書8頁)、被告のいう「勾留質問の準備が整う」とは山本裁判官が記録を読み終えたことを指すようである(答弁書9頁)。たとえば、山本裁判官が記録を読んでいる勾留質問の準備の間にであっても、接見をさせる時間は十分存在したのである。

勿論接見させる時間はそればかりではない。検察庁に対する被疑者の押送を依頼するのも裁判所、勾留質問の時間や順番を決めるのも裁判所、勾留質問室で待機させるのも裁判所、身柄を検察庁へ戻すのも裁判所なのであり、午後4時には全員の勾留質問が終了し、Aについては午後3時55分には検察庁に戻されており勾留状が執行された(Aは既に午後5時10分には遠路多摩警察署に戻っている)というハイペースだから、身柄を検察庁へ戻すまでの間に接見の時間を取るなどということは格別困難なことではないからである。本件で裁判所構内での接見をさせる時間がないとすれば、およそ勾留質問に際しての裁判所構内での接見は接見させる時間がないため許されないことになってしまう。

山本裁判官がもし必要と考えれば刑訴規則30条に基づいて時間の指定をすることができるのである。「わずか15分程度の接見の時間も取れなかった」ということはありえない。

山本裁判官が原告に対し裁判所構内での接見をまったく認めなかったのは、接見させる時間がなかったからではない。認める意思が最初から最後まで全くなかったからに他ならない。

しかし裁判所構内での接見は裁判官の自由裁量行為ではない。裁判官の弁護士に対して施す恩恵でもない。被告が強調する「勾留質問は速やかに行われる必要がある」とすれば、それは被疑者の防御権・弁護人らの弁護権を保障した上で「速やかに」ということであり、被告のかかる見解（主張）は憲法で認められた被疑者の防御権、弁護人らの接見交通権という最も基本的かつ重要な権利を刑訴法で定められた勾留質問という手続より低次元の権利とみなすものでしかない。弁護人となろうとする者の裁判所構内での接見は憲法34条の被疑者らの防御権、弁護人らの弁護権を実質化するために刑訴法39条が規定した重要な権利であり、禁止してはならない（刑訴規則30条）。山本裁判官は憲法34条・刑訴法39条に基づいて原告に裁判所構内で接見させなければならず、裁判所構内で接見を禁止することは許されないことを知らなかったか、若しくはこれを無視したのである。

イ 同イ「接見のための施設を直ちに確保することが困難であったこと」について

（一）答弁書（8頁）第3, 2（2）オによれば青木書記官は仮監獄での面会室の使用につき拘置所と「調整を試みることになった」というのに、他方でその前後の3時5分頃検察庁に身柄の押送を依頼しており、「そのため、山本裁判官は、時間がないこと、人的・物的な体制を整えることができず、身柄の確保の点からも問題があることから、接見を認めないこととした」という。つまり調整の試みもせずに山本裁判官は接見を認めないことにしたというのであって、山本裁判官

は最初から接見場所があるかないかに関わりなく接見を認めなかったということに他ならない。

被疑者らが裁判所の到着したのが午後3時20分というのであるが、山本裁判官は刑訴規則30条による時間の指定も検討せず、直ちに接見を全面的に禁止した、ということである。被告のように勾留質問の円滑な実施の要請をいくら強く主張しようとも、午後3時20分頃被疑者らが裁判所に到着して、3時55分には被疑者の勾留状が執行され、午後4時過ぎには全員の勾留質問が終了した、というのだから、〈接見させる時間がなかったから接見を全面的に禁止した〉とは到底いえないことは明らかである。

「時間がない」「人的・物的施設がない」「身柄の確保の点からも問題がある」というのは接見拒否の単なる口実に過ぎない。

被告は調停室や勾留質問室で接見を行わせることは不適當、などと主張するが、裁判所が仮監獄ばかりでなく、勾留質問室、更には調停室まで使って接見を認めてきたのは、接見交通権の憲法的重要性ゆえである。そして接見を行うに当たり被疑者の逃亡、罪証隠滅、戒護に支障ある物の授受を防ぐための必要をも十分充たすことができたからである。しかるに山本裁判官は裁判所構内での接見を認めなければならないこと、接見交通権の重要性に全く思い至らず、接見場所がないことを口実にして接見を拒否したのである。

しかし接見させる場所は、従前横浜地方裁判所川崎支部・川崎簡易裁判所が被疑者に対する接見をさせてきた方法から明らかな通り、現実に存在した。

(二) 接見させる場所の存在

① 仮監獄の接見室の存在

被告も仮監獄での接見可能性および過去の事例は認めている。青木書記官は川崎支部庶務課に連絡し、庶務課から拘置支所に連絡を試みることになったが、その前後に身柄の押送を検察庁に依頼したので、山本裁判官は接見させないことに決めたというのである。拘置支所と調整を試みはじめないうちに、ないしその調整もつけないうちに接見させないことに決めているのだから、接見させる場所が

なかったのではない。仮監獄という接見させることのできる場所があるのに使用させなかった、というに過ぎない。

② 勾留質問室・調停室などの存在

被告の主張によっても勾留準備室に被疑者は待機するのだから、勾留質問室での接見は可能である。勾留質問開始前に接見させることも可能であり、裁判所構内での接見が憲法で保障する接見交通権を、つまり弁護人の弁護権を実効あらしめるための重要な手段であることを考えると、僅か15分程度の接見が、被告のいう「他の被疑者との関係でも速やかな勾留質問を妨げる」などとは到底いい得ないことは明らかであり、被告の主張は接見交通権の軽視以外の何ものでもない。少なくとも、接見交通権は勾留質問の迅速な処理よりもはるかに優先されるべき重要な権利である。

調停室も接見室としての使用や刑事手続での使用は予定されていなくとも、窓がない調停室が存在し、出入り口を監視すれば逃走や罪証隠滅を防止することは十分可能である。そして現実に接見場所として使用された事実が存在する。

③ 被告も川崎簡易裁判所での被疑者と仮監獄での接見の事例の存在を認めているが、原告主張の通り、勾留質問室や調停室での接見の事例は存在する。現時点で原告において日時や事件が直ちに特定できる事案としても、2001年2月22日強盗殺人被疑事件の勾留質問及び同3月1日同事件の勾留理由開示公判に際して、勾留質問室を使用して接見を行った例が挙げられる。また同一被疑者の第1勾留だった窃盗事件の勾留理由開示公判または第3勾留だった有印私文書偽造・同行使・詐欺被疑事件の勾留理由開示公判（同年4月6日）のどちらかに際して当時の第13号調停室で接見している。

④本件において場所がないから接見が許されないとすれば、同行室に特に接見室が設置されていない各地の地方裁判所支部や簡易裁判所において、裁判所構内での接見ができないことになってしまう。横浜地方裁判所川崎支部・川崎簡易裁判所においても、裁判所構内での接見の重要性に鑑み、接見を許容してきたのであって、原告の接見を認めなかった山本裁判官の本件行為は極めて違法な対応であ

り、裁判官に付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使したというほかない。

ウ 同ウ「接見を行わせる人的体制も整っていなかったこと」について

(一) 被告は警察官が4名だったと強調するが、勾留質問ができるのだから、接見の戒護も十分できるのである。しかも被告によれば「地下1階の同行室に来庁している警察官」もいたのであるから、接見のための戒護に支障はありえなかったはずである。同行室に来庁している警察官に応援を頼む時間的余裕もなかった、ともいうのであるが、この主張からも「時間がない」というのが接見拒否を正当化する口実に過ぎないことが明らかである。

(二) 接見させる人的体制の存在

被告は本件当日被疑者7名に対して警察官4名で、接見すると逃走防止に2名割かれるので勾留質問準備室で戒護に努める人員が欠けると主張するが、この警察官の人員だけでも、面会室への移動に2名を割いても勾留質問準備室の戒護に2名は当たりうる。しかも被告の主張によっても、更に地下1階の同行室に来庁している応援の警察官に応援を頼むことも考えられるというのである。東京地方裁判所のような大きな建物でもない横浜地方裁判所川崎支部・川崎簡易裁判所で地下1階の同行室、同階の仮監の接見室、1階の勾留質問室・同準備室は徒歩30秒もかからないような直近に位置しており、山本裁判官に面会させる意思が少しでもあれば応援を頼むことは場所的にも時間的にも十分可能である。

原告は身柄が到着した午後3時20分はおろか、身柄の押送を検察庁に依頼した午後3時5分ころよりもずっと前から接見を申し入れていたのだから「人的体制が整っていなかった」というのは人員を接見に振り向ける意思が全くなかった、ということに他ならない。

本件で接見させる人的体制がなかったとすれば、横浜地方裁判所川崎支部・川崎簡易裁判所における被疑者に対する裁判所の構内での接見はそれ自体困難になってしまう。従前被疑者に対し川崎簡易裁判所構内で接見させた事例でも特別な体制があったのではない。山本裁判官に原告の接見を認める意思があれば接見は

十分可能だったのである。

(4) 同(4)「小括」について

「時間的に難しい」「調整が容易でない」というのが虚偽であることは被告の主張自体からも明らかである。被告の主張は被疑者の弁護人依頼権という憲法の保障に基づく接見の重要性を無視した主張に過ぎない。山本裁判官はその付与された権限に明らかに背いて接見を一切認めなかった。

被告の主張を前提にしても、原告が接見を申し入れてから、青木書記官が「川崎支部庶務課に連絡し、庶務課から拘置所に連絡を取り、調整を試みることにした」だけで、山本裁判官に至っては、午後1時30分頃原告からの接見申し出を青木書記官から聞いて「時間がない上、適切な場所の確保が難しく、身柄の確保も問題があるので、川崎簡易裁判所庁舎内での接見は難しい旨回答するように指示」したこと、午後3時5分頃上記のように青木書記官が、面会室使用のため、拘置支所と調整を試みることになったというのに、この前後の午後3時5分頃勾留質問の準備が整い、検察庁に対し身柄の押送を依頼していたため、「時間がないこと、人的・物的な体制を整えることができず、身柄の確保の点から問題があることから、接見を認めないこととした」というだけである。つまり山本裁判官は原告の接見申し入れに対し、最初から最後まで接見を拒否しろと指示しているだけである。すなわち山本裁判官は終始一貫して原告に接見させる意思がなかった、ということに他ならない。山本裁判官は原告からの面会申し入れさえ拒否した。

名古屋地裁2003年5月30日判決（判例時報1823-101—以下美和国賠という）は、多治見簡易裁判所の裁判官が弁護人らの文書授受に接見禁止の一部解除が必要だと誤り、裁判所構内での弁護人となろうとする者の文書授受を禁止した行為を国家賠償法1条1項の違法行為と認定した事案（同事件の控訴審2003年12月24日名古屋高裁判決は原告の損害額10万円を30万円に増額、2004年6月10日最高裁上告棄却、原告勝訴確定）であるが、この事例でも多治見簡易裁判所の裁判官は裁判所構内での接見は認めている。本件では裁

判官が裁判所構内での弁護人となろうとする者の接見をさせる必要はないと最初から故意か重過失によってか誤った判断をしていたという事例であり，裁判官の過誤は上記の多治見簡易裁判所の裁判官の過誤よりも重大かつ初歩的といわざるを得ない。

被告が主張する1982年3月12日最高裁判決等を本件に適用することについては第2，1ウで述べたとおり誤りであり，違法限定説に立ったとしても，山本裁判官の所為はその付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使したと認めうるような「特別の事情」が存在し，国家賠償法1条1項の違法行為に該当する。

また原告は憲法の要請である勾留質問前の接見を求めていたが，従前の裁判所構内での接見の実情にかんがみて裁判所に配慮し，事後の接見でもかまわないとまで述べていたにもかかわらず，山本裁判官は接見を禁止したのであるが，「青木書記官が事後の接見の申し出を受けた事実はない」としているのは原告の申し出に対し全く聞く耳を持っていなかったということに他ならない。しかし仮に勾留質問前の接見申し入れだったから拒否した，というのであれば，それこそ「何人も直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ拘禁されない」ことを保障した憲法34条前段の文言に違反する重大問題であるし，勾留質問前の接見が被告が主張するように時間的・場所的に無理だというのであれば，刑訴規則30条によって勾留質問後に裁判所構内での接見を指定すればよいのであり，裁判所構内での接見を一切禁止する理由にはならない。

3 答弁書に見る本件裁判官の行動の特異性—本件における「特別の事情」の再確認

(1) 答弁書に記載された本件接見申し入れに対する山本裁判官らの行動は，改めて時間を追って確認すると以下の通りである。

午前11時ころ

裁判所事務官：原告から接見申入を受け，他の職員と相談の上，難しいと思うと

回答

青木書記官：上記報告を受けて原告に折り返し電話し，原告から再度，接見の申出を受けたが，接見をさせた事例がない旨回答

午後1時30分ころ

青木書記官：原告から身柄の到着を聞かれたため，到着していない旨回答

このころ，山本裁判官に対し，接見の申出があったことを伝える

山本裁判官：時間がない上，適切な場所の確保が難しく，身柄の確保の問題もあるので，川崎簡易裁判所庁舎内での接見は難しい旨回答するように指示

青木書記官：上記山本裁判官の指示を受け原告にその旨回答

午後2時40分ころ

青木書記官：原告が川崎簡易裁判所掲示書記官室に到着し，再度同裁判所で接見したいと述べたため，身柄はいつ到着するか分からないことを述べた上，再度，時間，場所，身柄確保の問題があることを述べた。検察庁で接見しない理由を原告に尋ねた。

(午後2時40分ころ～) 午後3時5分ころ

青木書記官：

①原告から仮獄での接見の事例を聞いたため，面会室の利用が可能か否かを確認するため，原告に廊下で待つよう伝えた。

②面会室を使用するのであれば裁判所の庁舎管理者にその可否を確認する必要があることから，川崎支部の庶務課に連絡し，庶務課から拘置支所に連絡を取り，調整を試みることになった。

③ ②の前後の午後3時5分ころ，勾留質問の準備が整ったため，検察庁に対し，勾留請求されている被疑者らの身柄の押送の依頼も行っていた

山本裁判官：

上記③のため，時間がないこと，人的，物的な体制を整えることができず，身柄の確保の点から問題があることから接見を認めないこととした

青木書記官：原告に対して，接見は認められないことを伝えた

(2) 本件裁判官の行動の特殊性—本件における「特別の事情」の存在

①被告の主張からいえるのは、繰り返し述べてきたとおり、山本裁判官が接見申し入れに対し終始一貫認める意思をもたなかった事実であり、接見させるために調整しようとさえしなかった事実である。即ち、原告の接見申し入れに対し、山本裁判官が行ったことは、㊦ 午後 1 時 30 分ころに、時間がない上、適切な場所の確保が難しく、身柄の確保の問題もあるので、川崎簡易裁判所庁舎内での接見は難しい旨回答するように青木書記官に指示したこと、㊧ 午後 3 時 5 分前後に、時間がないこと、人的、物的な体制を整えることができず、身柄の確保の点から問題があることから接見を認めないこととした、ことだけである。川崎簡易裁判所が原告の接見申出を受けて調整を図ろうとしたのは、わずかに青木書記官が㊧の前後に、面会室を使用するのであれば裁判所の庁舎管理者にその可否を確認する必要があることから、川崎支部の庶務課に連絡し、庶務課から拘置支所に連絡を取り、調整を試みることになった、というだけである。青木書記官によって、試みることになったという庶務課から拘置支所への連絡、調整の結果も出ないうちに、山本裁判官は「接見を認めないことにした」という。

②弁護人・弁護人となろうとする者の接見交通は被疑者の弁護権・防御権に不可欠の重要性をもつものとして憲法 31 条・34 条によって保障され、刑訴法 39 条によって具体化されている。そして刑訴法 39 条 2 項に基づき、刑訴規則 30 条が裁判所構内での接見について、被疑者らの逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要があるときの接見交通権との調整を規定している。

それによれば書類若しくは物の授受については禁止することができるとされている一方で、接見については、その日時、場所及び時間を指定することができることが規定されているが、接見を禁止することができるとはされていない。

被告が引用する注釈刑事訴訟法（新版）第 1 巻 269 頁も、前述のように、裁判所構内での接見について、「接見を禁止できるとの規定はないから、接見を全面的に禁止することはできないと解されている。81 条と異なるのは、接見の対象者が弁護人等であるからであろう。」としている。

山本裁判官は原告の接見について、裁判所構内での接見を一切禁止し、日時、場所及び時間を指定しようとしなかった。

この山本裁判官の所為は、憲法34条、刑訴法39条、規則30条の規程内容を知らなかったといわれてもやむを得ないものである。山本裁判官は原告の面会要請も拒否した。山本裁判官は従前の事例を調べようとしなかった。山本裁判官が裁判所構内の接見を禁止してはならないことを知らなかったとしても、調べればすぐに分かることである。また知っていて規則30条の指定をさえせずにあえて接見をさせなかったとすれば、知らなかったより更に悪質であり、悪意をもってその与えられた権限の趣旨を明らかに背いて行使した、としかいいようがない。

弁護人になろうとする弁護士と被疑者との逮捕後初回の接見は、身柄を拘束された被疑者にとって弁護士から今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言等を得る最初の機会であり、また、これは直ちに弁護士に依頼する権利を与えなければ抑留又は拘禁されないとする憲法上の保障を実質化するものであるから、速やかに行われることが、被疑者の防御の準備及び弁護士の弁護権の行使のため特に重要である（上記美和国賠一審判決の解説一判時1823-101）。とりわけ勾留質問の前に接見することは、「直ちに弁護士に依頼する権利を与えなければ抑留又は拘禁されない」とする憲法34条の文言から必須不可欠である。

前掲美和国賠の事例でも前記の通り、多治見簡裁の裁判官は接見はさせている。本件は山本裁判官が憲法34条、刑訴法39条、刑訴規則30条の規定を知らず、少なくとも誤解ないし曲解して、原告の裁判所構内での初回接見を一切禁止したのであって、その権限違背は、弁護人らの文書授受について接見禁止の一部解除が必要だと誤解した美和国賠の多治見簡裁の裁判官の権限違背に勝るとも劣らない。山本裁判官の本件接見拒否は、裁判官にあるまじき行為であって、仮に被告が引用する1982年3月12日最高裁判例等の見地に立ったとしても、裁判官がその付与された権限の趣旨を明らかに背いて行使したと認めうるような特別の事情のある場合に該当する。

以上、山本裁判官の国家賠償法1条1項に違反した違法行為は明らかであり、原告の請求は認容されねばならない。

第3 求釈明

1 山本裁判官はこれまで裁判所構内での接見を認めた事例があるか。それはいつか。

2 2004年4月から2006年3月まで接見させた事例（答弁書4頁）を具体的に年月日をもって特定されたい。これらの事例はどのように調べたのか。どのように記録されているのか。2004年3月以前はなぜ調べなかったのか。2006年3月9日に原告を接見させた事例があるか否か、その結果が分からないはなぜか。

3 本件以降弁護人らと被疑者を接見させた事例はあるか、いつの、どのような事例か。

4 本件当時横浜地方裁判所川崎支部・川崎簡易裁判所の仮監の接見室は使用されていたのか。